阪神水道企業団公報

平成26年6月16日（月）
第269号

毎月15日発行

目　次

◇告　示◇

○　阪神水道企業団議員（西宮市選出）の失職
○　阪神水道企業団議員（西宮市選出）の決定
○　阪神水道企業団議員（芦屋市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議員（芦屋市選出）の決定
○　阪神水道企業団議員（西宮市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議員（西宮市選出）の補欠選挙
○　阪神水道企業団議員（西宮市選出）の当選

◇公　告◇

○　先着順受付による土地売却実施の公告について
○　阪神水道企業団水道用水供給事業変更認可申請書作成並びに新規供給施設基本設計業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　１期東部配水管（大庄線）更新工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　管路点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　導送水ポンプ電力削減に関する基本検討業務の公募型プロポーザル方式の実施について
○　非常用電源設備の導入に関する基本検討業務の公募型プロポーザル方式の実施について
○　情報公開条例の運用状況について
○　阪神水道企業団個別外部監査業務の公募型プロポーザル方式の実施について

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第５号

下記の者は、西宮市長の任期満了により、平成26年５月15日付けをもって、阪神水道企業団議会議員の職を失った。

平成26年５月16日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

河　野　昌　弘

阪神水道企業団告示第６号

下記の者は、阪神水道企業団規約第７条の規定により、平成26年５月16日付けをもって、阪神水道企業団議会議員に決定した。

平成26年５月16日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

今　村　岳　司

阪神水道企業団告示第８号

下記の者は、平成26年６月９日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成26年６月９日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

畑　中　俊　彦

阪神水道企業団告示第９号

阪神水道企業団規約第７条第２項の規定により、下記の者を阪神水道企業団議会議員に決定した。

平成26年６月９日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

帰　山　和　也

阪神水道企業団告示第10号

下記の者は、平成26年６月16日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成26年６月16日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

中　川　経　夫

阪神水道企業団告示第11号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成26年６月16日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

１　選挙する期間　　平成26年６月16日から
　　平成26年７月15日まで
１　選挙する議員数　　１名
１　選挙する市　　西宮市

阪神水道企業団告示第12号

平成26年６月16日西宮市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

平成26年６月16日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

白　井　啓　一

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

先着順受付による土地売却を実施するので、次の土地の売渡しに係る買受希望者募集に関する公告を行う。

平成 26 年５月 19 日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　売払い物件一覧

⑴　土地の表示

ア　所在地　　（物件番号１－１：神戸市東灘区住吉山手４丁目1647番 11）

イ　地　　目　　（物件番号１－１）宅地

ウ　土地面積　　（物件番号１－１）1,483.97 ㎡（実測）

⑵　売却希望価格　　（物件番号１－１）415,687,000 円

（予定価格）

２　買受申込者の資格

⑴　申込みは、個人及び法人を問わない。

⑵　２者以上の共有名義で申し込むことができる。

⑶　申込みした者を買受者とする。

⑷　次のアからキに該当する者は、申込みをすることはできない。

ア　売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員又は暴力団の事務所その他これに類する用途に利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者

イ　売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用しようとする者

ウ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

エ　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

オ　当該売払いに係る土地に関する事務に従事する当企業団の職員

カ　売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

キ　次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する者で、その事実があった後、２年を経過していない者及びその者を代理人及び支配人並びにその他の使用人又は代理人として使用する者

㈠　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

㈡　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㈢　正当な理由なくして契約を履行しなかった者

㈣　㈠から㈢までのいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者

３　申込方法

⑴　受付期間　平成26年６月３日㈫から平成26年９月30日㈫まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時00分から午後４時00分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

※　先着順の受付となるので、売払い物件の買受者が決定した場合には、期間内であっても当該物件の受付を終了する。

※　受付期間内に申込者がない場合は、受付期間を延長する場合がある。

⑵　受付場所　〒658－0073
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団 総務部 財務課 経理係（本庁舎３階）
電話078(431)1976（直通）

⑶　受付方法　先着順で受け付けるが、同時に複数の申込みがあった場合は抽選とする。

※　ここでいう同時とは、受付開始の段階で複数の者が窓口に並んでいる場合とする。

※　郵送、電話、ＦＡＸ及びＥメールによる申込みは不可とする。

⑷　提出書類　指定様式については、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）ホームページ（http://www.hansui.org/）「先着順受付による土地売却案内書」からダウンロードすること。

なお、ダウンロードできない環境にある場合は、上記受付場所にて配付を行う。

ア　土地買受申込書兼受付書（指定様式）　１通

※　必要事項を記載し、印鑑登録済みの印（法人の場合、会社印ではなく代表者印）を押印すること。

なお、共有による申込みの場合には、全員の記名押印をすること。

イ　誓約書（指定様式）　１通

ウ　印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（原本）　１通

エ　市町村税の納税証明書（原本）　１通

※　直近の住民税及び固定資産税についてのもの

オ　委任状（指定様式）（代理人による契約を希望する場合のみ）

カ　成年後見制度における登記されていないことの証明書（個人による申込みの場合）（原本）　１通

キ　破産に関する証明書（個人による申込みの場合）（原本）　１通

ク　商業登記簿又は履歴事項全部証明書（法人による申込みの場合）（原本）１通

上記ウ、エ、カ、キ及びクの証明書については、発行後３箇月以内のものに限る。

※　連名で申し込む場合、上記イからクまでの提出書類は連名者全員分を提出すること。

※　提出された書類は、理由にかかわらず一切返却しない。

４　申込みの無効

次のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

⑴　申込み資格のない者が行った申込み

⑵　申込み受付期間外に行った申込み

⑶　土地買受け申込書兼受付書及び誓約書（以下「申込書等」という。）に記載した内容が不明確な申込み

⑷　申込書等に記名押印しないで行った申込み

⑸　所定の申込書等によらない申込み

⑹　申込書等の記載事項を訂正し、訂正印を押さずに行った申込み

⑺　申込書等の誤字、脱字等により意思表示が明確でない申込み

⑻　記載した文字を容易に消すことのできる筆記用具を用いて記載した申込書等により行った申込み

⑼　買受者決定後に行った申込み

⑽　申込みに関し、担当職員の指示に従わなかった者の申込み

⑾　その他この案内書に記載されている条件に違反したと認められる者の行った申込み

5　契約

⑴　契約の締結

ア　買受者は、有効な受付の先着順に決定する。

イ　契約の締結に関する説明は、買受人本人又は委任を受けた代理人に対して行う。

ウ　土地売買契約は、契約の締結に関する説明を受けた日から10日以内に締結するものとし、事前に売買代金の10%以上の契約保証金を納付することとする。

※　売買契約は、買受者名義で締結する。また、共有名義で申込みをしている場合は、共有者全員の名義で契約を締結することとする。

エ　契約は企業団が買受者とともに土地売買契約書に記名押印したときに確定する。

オ　買受者が期限までに契約を締結しない場合は、買受者としての効力を失う。

6　契約上の特約

物件の売買契約には次の特約を付し、買受者はこれらの定めに従わなければならない。

⑴　売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

⑵　売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

⑶　売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用に使用してはならない。

⑷　売買物件を破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

⑸　売買物件の所有権を移転する場合には、⑴から⑷までを書面により承継させるものとし、当該第三者に対して、⑴から⑷までの定めに反する使用をさせてはならない。

⑹　売買物件を第三者に使用させる場合は、当該第三者に対して⑴から⑷までの定めに反する使用をさせてはならない。

⑺　⑴から⑷までについて、企業団が必要であると認めるときは、実地調査等を行うこととし、買受者は調査に協力しなければならない。

⑻　⑴から⑹までの特約に違反したときは売買代金の３割、⑺の特約に違反したときは売買代金の１割を違約金として企業団へ支払うこととする。

なお、違約金に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

⑼　⑴から⑺までの特約に違反したときは⑻の違約金の徴収に加えて、土地の買い戻しをすることができる。買い戻しの期間は、契約締結の日から５年間とする。

7　売買代金の納入

⑴　金　　額　売買代金から契約保証金を差し引いた額とする。

⑵　納入期限　契約締結日より30日以内とする。

※　納入期限までに売買代金を完納していないときは、契約を解除することがある。このとき、契約保証金は企業団に帰属することとする。

8　契約費用及び公租公課等

⑴　契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受者の負担とする。

⑵　所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担とする。

⑶　買受者を義務者として課される公租公課その他一切の賦課金は、買受者の負担とする。

⑷　その他契約に要する費用は、買受者の負担とする。

9　所有権の移転及び土地の引渡し

⑴　所有権は売買代金完納と同時に移転するものとする。登記の手続は企業団が行うが、登録免許税等の諸費用は買受者の負担とする。

※　所有権移転登記は「土地買受申込書兼受付書」に記載された名義でしか行わない。

⑵　土地の引渡しは現状有姿のまま行い、所有権の移転と同時に行われたものとする。また、土地の引渡しが確かに完了したことを証するため、買受者は、売買代金完納後速やかに「受領証」を提出しなければならない。

※　現地に設置されているフェンス等の撤去は、企業団では行わない。

10　契約に関する条件

買受者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

11　その他注意事項

⑴　現状有姿での売渡しとなるため、必ず事前に現地で現況等を確認し、不明な点については事前に関係機関に確認のうえ、申込みをすること。

⑵　建物を建築するに当たっては、都市計画法及び建築基準法並びに売買物件の属する府、県及び市の条例、その他法令等の制限により、指導される場合や開発負担金等が必要となる場合があるため、事前に関係機関に確認しておくこと。

⑶　買受者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

⑷　売買契約締結の日から売買物件引渡しの日までの間において、企業団の責めに帰

すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等損害が生じたときは、その損害は買受者の負担とする。

⑸　買受者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額又は損害賠償の請求若しくは契約の解除をすることができない。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する消費者に該当する場合は、契約締結の日から２年間、この権利を行使することができる。

⑹　買受者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、企業団に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

⑺　立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切企業団では行わない。

⑻　上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがあるが、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担等の支出等は一切行わないので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等に問い合わせのうえ、各自で対応すること。

⑼　越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて申込者において行うこととする（契約後に判明した場合も同様とする。）。

⑽　買受者は、この「平成26年度先着順受付による土地売却案内書」の記載内容、物件調書及び売買契約書（標準様式）の各条項をすべて承知した上で申し込むこと。

本件に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部　財務課　経理係
〒658-0073　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話（078）431-1976（直通）
ＦＡＸ（078）431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成26年５月26日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委浄第２号

委託名　　阪神水道企業団水道用水供給事業変更認可申請書作成並びに新規供給施設基本設計業務委託

⑵　委託場所　　西宮市甲山町35番地（甲山調整池）

⑶　委託概要　　宝塚市へ水道用水の供給を行うため、水道法第30条に基づく変更認可申請の手続きに必要となる書類等の作成並びに新規供給施設の基本設計を行う。

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成27年３月27日㈮まで

⑸　支払方法　　完了払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント）を有し、かつ建設コンサルタントの登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門の登録を受けていること。

イ　計画給水人口20万人以上の水道事業に係る大臣認可申請（又は届出）業務のうち、過去５年間（平成21年度以降に完了した業務）において３件以上の業務実績を有すること。

ウ　配置予定技術者の資格要件として、下記２項目のうちいずれか１件以上の実績を有すること。

㈠　主任（管理）技術者又は照査技術者として履行し、過去10年間（平成16年度以降に完了した業務）において、用水供給事業に係る大臣認可申請（又は届出）の業務実績。

㈡　主任（管理）技術者又は照査技術者として履行し、過去５年間（平成21年度以降に完了した業務）において、計画給水人口20万人以上の水道事業に係る大臣認可申請（又は届出）の業務実績。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によら

ず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成26年６月２日㈪　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成26年６月５日㈭に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　配置予定技術者の資格及び工事（業務）経験（様式第７号）

イ　受付期間　　公告日から平成26年６月９日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成26年６月６日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成26年６月10日㈫午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成26年６月11日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成26年６月12日㈭　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成26年５月26日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　改工第１号
　工 事 名　　１期東部配水管（大庄線）更新工事

⑵　工事場所　　尼崎市西立花町２丁目８番地先～尼崎市西立花町２丁目６番地先

⑶　工事概要　　１期東部配水管（大庄線）の経年劣化に伴い、漏水防止及び耐震性向上を目的として、ダクタイル鋳鉄管に布設替えを行う。

ア　土工　一式
イ　管材料費（DIPφ400）　一式
ウ　据付及び継手工　一式
エ　既設管撤去工　　一式
オ　舗装復旧工　　一式
カ　付帯工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成26年10月31日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　あり
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有すること。

ウ　尼崎市に本店を有すること。

エ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が821点以上かつ1140点以下で、本契約予定日（平成26年６月中旬）まで有効期間があること。

オ　水道事業体発注工事の元請として、口径300mm以上のＮＳ形ダクタイル鋳鉄管の据付け及び継手工事を完成させた実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成26年６月４日㈬　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成26年６月９日㈪に入札公告ページに掲載する。
　　入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこ

と。）

(ｲ) 同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

(ｳ) 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成26年６月13日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

(2) 紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ) 紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ) 上記５(1)アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成26年６月12日(木)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法

(1) 電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成26年６月16日(月)午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成26年６月17日(火)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

7　開札日時　　平成26年６月18日(水)　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成26年５月26日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工工第１号
　　工 事 名　　管路点検整備工事

⑵　工事場所　　大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号～神戸市灘区篠原北町４丁目14番地先

⑶　工事概要　　当企業団全管路を対象とする管路施設の点検整備及び異常発生時の初動対応を行う。

ア　弁点検工　　一式
イ　鉄蓋修理工　　一式
ウ　管理坑点検工　　一式
エ　サージタンク点検工　一式
オ　共同溝点検工　　一式
カ　管内調査工　　一式
キ　管路点検工　　一式
ク　緊急対応工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成27年３月31日㈫まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約

（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事及び水道施設工事）を有していること。

イ　神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店を有すること。

ウ　平成21年度以降において、当企業団発注工事の元請として、口径600mm以上の鉄管又は鋼管の据付け及び継手工事を完成させた実績を有すること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成26年６月４日㈬　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成26年６月９日㈪に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成26年６月13日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希

望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成26年６月12日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成26年６月16日㈪午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成26年６月17日㈫午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成26年６月18日㈬　午前10時00分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成26年５月29日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　業務概要

⑴　業務名称

導送水ポンプ電力削減に関する基本検討業務

⑵　業務内容

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の事業において、導送水ポンプ電力削減による動力費の縮減及び環境負荷低減を図るため、各系統のポンプの電力削減に関する調査を行い、その課題について整理を行うもので、今後、投資効果を考慮したポンプ改造等の対策を立案するための基本情報として使用するものである。

⑶　履行期間

契約日から平成27年３月20日㈮まで

⑷　上限金額

5,626,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　プロポーザルを求める内容

上記業務の実施に当たってプロポーザルを求める内容は次のとおりとする。

「企業団の導送水ポンプ場（浄水場の送水ポンプ施設を含む）の電力削減にむけた整備計画の上で、優先順位決定に係わる留意事項とその評価方法について」

３　参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

⑴　企業団における平成25・26年度競争入札参加資格に「建設コンサルタント」で登録し、かつ建設コンサルタントの登録規程（昭和52年４月15日付け建設省告示第717号）に該当する次のア及びイの部門の登録を受けていること。

ア　上水道及び工業用水道部門

イ　電気電子部門

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条４の規定に該当しない者であること。

⑶　公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

⑹　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

⑺　過去10年間（平成16年度から平成25年度まで）に、水道用水供給事業又は上水道事業において、施設能力150,000m^3/日以上の取導送水ポンプ施設の実施設計（基本設計、又は詳細設計）業務の履行実績を有すること。

⑻　配置予定技術者（主任（管理）技術者、担当技術者、並びに照査技術者）は、技

術士（総合技術監理部門（上水道、機械あるいは電気電子）若しくは上下水道部門、機械部門あるいは電気電子部門））の資格、又はシビルコンサルティングマネージャー（上水道及び工業用水道、建設機械又は電気電子）の資格を有すること。

⑼　委託期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

4　参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

⑴　参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。

ア　参加表明書（様式－１）

イ　誓約書(様式－２）

ウ　３－⑺に記載する過去10年間の業務実績（様式－３）

エ　配置予定技術者の経歴等（様式－４）

オ　配置予定技術者の過去10年間の業務実績（様式－５）

カ　その他必要書類（様式任意）

5　参加表明書及びその他必要書類（以下「参加表明書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限

⑴　提出方法

参加表明書等は、持参により提出すること。

⑵　提出先及び提出期限

ア　提出先（受付担当）

〒658-0073　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

総務部総務課契約係　TEL 078-431-1902

イ　受付期間　公告の日から平成26年６月５日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時00分から午後５時00分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　参加表明後の流れ

⑴　スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び提案説明書配付	公告の日～６月５日
提案書提出の受付	～７月２日
提案書の特定及び契約締結	７月１４日～

⑵　提案説明書の配付

参加資格を有することを確認した参加表明書の提出者に対して、企業団から提案説明書を配付する。

⑶　業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただ

し、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

7　契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8　その他の留意事項

⑴　委託業務の内容に係る説明会等は行わない。

⑵　参加表明書等の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

⑶　参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

⑷　参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

⑸　提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は業務委託者の特定以外には使用しない。

⑹　その他本書に記載のない事項、質問事項等については、５⑵に記載した受付担当に問い合わせること。

⑺　契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

様式－1

参加表明書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所

商号又は名称

代表者名　　印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

1　公告日　平成26年５月29日

2　業務名　導送水ポンプ電力削減に関する基本検討業務

担当部署

担当者名

ＴＥＬ

F A X

様式－２

誓　約　書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名　　印

「導送水ポンプ電力削減に関する基本検討業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式－３

・過去10年の業務実績

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の特徴	

注１：業務の概要及び業務の特徴については、具体的に記述すること

注２：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。

様式－４

・配置予定技術者の経歴等

○○技術者の経歴

ふりがな ①氏名	②生年月日
③所属・役職	
④保有資格 技術士（部門：　分野：　）登録番号：　取得年月日： RCCM　（部門：　分野：　）登録番号：　取得年月日： その他（名称：　）登録番号：　取得年月日：	
⑤業務経歴	

業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS登録番号	（技術者として従事）		

注１：「○○技術者」は、主任、照査、担当技術者の各名称を記述する。

注２：資格を証する書面の写しを添付すること。

様式－５

・配置予定技術者の過去10年間の業務実績

○○技術者（氏名　　）

業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注１：「○○技術者」は主任（管理）、照査、担当技術者の各名称を記述する。

注２：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注３：企業･技術者が業務を実施したことを証明できる契約書､TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成26年５月29日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　業務概要

⑴　業務名称

非常用電源設備の導入に関する基本検討業務

⑵　業務内容

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の備えるべき電源対策の規模に基づき、段階的に非常用電源設備（エンジンポンプ等の電力を介さない設備も対象）を整備するに際して、各種の非常用電源設備の特徴（工事費用、維持管理費、耐用年数、形質（大きさ、騒音）、設置条件（燃料供給、関連法令、建屋、周辺環境）等）の諸条件を整理し、今後の非常用電源設備の計画策定に必要となる基本情報として使用するものである。

⑶　履行期間

契約日から平成27年３月20日㈮まで

⑷　上限金額

7,387,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　プロポーザルを求める内容

非常用電源設備の機種選定にあたって、配慮すべき事項と検討方針について

３　参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

⑴　企業団における平成25・26年度競争入札参加資格に「建設コンサルタント」で登録し、かつ建設コンサルタントの登録規程（昭和52年４月15日付け建設省告示第717

号）に該当する次のア及びイの部門の登録を受けていること。

ア　上水道及び工業用水道部門

イ　電気電子部門

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条４の規定に該当しない者であること。

⑶　公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

⑹　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

⑺　過去10年間（平成16年度から平成25年度まで）に、水道用水供給事業又は上水道事業の自家用発電設備の実施設計業務を受注し、実施した実績を有すること。

⑻　配置予定技術者（主任（管理）技術者、担当技術者、並びに照査技術者）は、技術士（総合技術監理部門（上水道、あるいは電気電子）若しくは上下水道部門、あるいは電気電子部門））の資格、又はシビルコンサルティングマネージャー（上水道及び工業用水道、又は電気電子）の資格を有すること。

⑼　委託期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

４　参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

⑴　参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。

ア　参加表明書（様式－１）

イ　誓約書(様式－２）

ウ　３－⑺に記載する過去10年間の業務実績（様式－３）

エ　配置予定技術者の経歴等（様式－４）

オ　配置予定技術者の過去10年間の業務実績（様式－５）

カ　その他必要書類（様式任意）

５　参加表明書及びその他必要書類（以下「参加表明書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限

⑴　提出方法

参加表明書等は、持参により提出すること。

⑵　提出先及び提出期限

ア　提出先（受付担当）

〒658-0073　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
総務部総務課契約係　TEL 078-431-1902

イ　受付期間　公告の日から平成26年６月５日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時00分から午後５時00分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　参加表明後の流れ

⑴　スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び提案説明書配付	公告の日～６月５日
提案書提出の受付	～７月２日
提案書の特定及び契約締結	７月１４日～

⑵　提案説明書の配付

参加資格を有することを確認した参加表明書の提出者に対して、企業団から提案説明書を配付する。

⑶　業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

7　契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8　その他の留意事項

⑴　委託業務の内容に係る説明会等は行わない。

⑵　参加表明書等の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

⑶　参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

⑷　参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

⑸　提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は業務委託者の特定以外には使用しない。

⑹　その他本書に記載のない事項、質問事項等については、５⑵に記載した受付担当に問い合わせること。

⑺　契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その

合計金額）が 200 万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

様式－1

参加表明書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所

商号又は名称

代表者名　　印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

1　公告日　平成26年５月29日

2　業務名　非常用電源設備の導入に関する基本検討業務

担当部署

担当者名

ＴＥＬ

ＦＡＸ

E- mail

様式－２

誓約書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所

商号又は名称

代表者名　　印

「非常用電源設備の導入に関する基本検討業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式－３

・過去10年間の業務実績

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の特徴	

注１：業務の概要及び業務の特徴については、具体的に記述すること

注２：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。

様式－４

・配置予定技術者の経歴等

○○技術者の経歴

ふりがな ②氏名	②生年月日
③所属・役職	
④保有資格 技術士（部門：　分野：　）登録番号：　取得年月日： RCCM　（部門：　分野：　）登録番号：　取得年月日： その他（名称：　）登録番号：　取得年月日：	
⑤業務経歴	

業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS登録番号	（技術者として従事）		

注１：「○○技術者」は、主任、照査、担当技術者の各名称を記述する。

注２：資格を証する書面の写しを添付すること。

様式－５

・配置予定技術者の過去10年間の業務実績

○○技術者（氏名　　）

業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注１：「○○技術者」は主任（管理）、照査、担当技術者の各名称を記述する。

注２：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注３：企業･技術者が業務を実施したことを証明できる契約書､TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。

阪神水道企業団公告

情報公開条例（平成16年条例第１号）第28条の規定により、平成 25 年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成 26 年６月２日

阪神水道企業団

企業長　山　中　　敦

公文書公開及び不服申立ての状況

（単位：件）

区分 / 実施機関名	公文書の公開					不服申立て				
	請求件数	処理状況				申立て件数	処理状況			
		開示	部分開示	非開示	その他		却下	棄却	容認	その他
企業長	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成26年６月６日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　業務概要

⑴　業務名称

阪神水道企業団個別外部監査業務

⑵　業務内容

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が取り組む経営改善策に関する客観的な分析等に基づく検証及び評価並びに今後の経営改善策の検討に当たって外部の専門的な視点からの意見を求めるため、個別外部監査人に個別外部監査を委託する。

⑶　履行期間

契約締結の日から平成26年11月28日㈮まで

⑷　契約金額の上限

本業務に係る契約金額は3,240,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2　プロポーザルを求める内容

上記業務の実施に当たってプロポーザルを求める内容は次のとおりとする。

⑴　監査方針

監査を実施するに当たっての取組方針及び重視する事項

⑵　監査計画・体制

ア　補助者の構成人員、監査業務等（受託）実績

イ　監査業務に要する監査日数

⑶　その他特筆すべき事項

セールスポイント等

⑷　監査費用見積

監査費用の見積金額及び積算内訳

3　参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

⑴　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の28第１項の

規定に定める資格を有する公認会計士であること。

⑵　法第252条の28第３項の規定に該当する者でないこと。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

⑸　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

⑹　平成21年度から平成25年度までに、水道事業に関する外部監査業務又は経営コンサルタント業務を受託し、実施した実績を有すること。

⑺　兵庫県内又は大阪府内に事務所を有すること。

4　参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

参加表明に必要な書類は次のとおりとする。

⑴　参加表明書（様式－１）

⑵　誓約書（様式－２）

⑶　平成21年度から平成25年度までの外部監査業務等受託実績（様式－３）

⑷　公認会計士経歴等（様式－４）

5　参加表明に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限

⑴　提出方法

参加表明書等は、持参又は郵送（郵送の場合は、下記⑵ウの方法により提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

⑵　提出先及び提出期限

ア　提出先（受付担当）

〒658-0073　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

総務部総務課契約係（本庁舎３階）　TEL：078-431-1902

イ　受付期間　公告の日から平成26年６月13日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時00分から午後５時00分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

ウ　郵送方法　郵送にて参加表明書等を提出する場合は、一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること。それ以外は受け付けない。

6　参加表明後の流れ

⑴　スケジュール

本業務委託の契約締結までの日程については、次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書等の受付及び提案説明書配付	公告の日～６月13日
質問受付	公告の日～６月16日
回答送付	６月18日予定
提案書の受付	～６月26日
受託候補者の特定	７月７日予定
契約締結	８月上旬予定

⑵　提案説明書の配付

参加資格を満たしている参加表明書等の提出者に対して、企業団から提案説明書を配付する。

⑶　受託候補者の特定方法

提出された参加表明書等及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案者を受託候補者として特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書等に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

７　契約に関する条件

契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が200万円を超える場合には、業務受託者が暴力団等でないこと等についての誓約書等を、契約締結以前に提出すること。

８　その他の留意事項

⑴　本契約案件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。

⑵　委託業務の内容に係る説明会等は行わない。

⑶　参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

⑷　参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とする。

⑸　提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は受託候補者の特定以外には使用しない。

⑹　その他本書に記載のない事項、質問事項等については、５⑵に記載した受付担当に問い合わせること。

⑺　郵便事故等により参加表明書等が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

⑻　契約を締結した者は、本業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団等でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定により、この項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを

含む。）を企業団に提出すること。

⑼　公募型プロポーザルに参加しようとする者は、評価委員会の委員との間に利害関係がなく、本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、評価委員会に直接及び間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

⑽　本案件は、阪神水道企業団議会（平成26年８月上旬予定）の可決を得て実施するものであり、否決の際は本案件及び本案件に係る契約締結は行わない。

様式－1

参加表明書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

（提出者）

住　所

氏　名　　印

（所属する監査法人又は会計事務所）

所在地

名　称

下記の業務について、公募型プロポーザルに参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

1　公告日　平成26年６月６日

2　業務名称　阪神水道企業団個別外部監査業務

（連絡先）

ＴＥＬ

ＦＡＸ

E-mail

様式－２

誓　約　書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

（提出者）

住　所

氏　名　　印

（所属する監査法人又は会計事務所）

所在地

名　称

「阪神水道企業団個別外部監査業務」の公募型プロポーザルの参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式－３

平成21年度から平成25年度までの外部監査業務等受託実績

提出者氏名（　　）

業務名称			
契約金額 （消費税等込）			
履行期間			
委託者名			
業務の概要			

※平成21年度から平成25年度までに、水道事業に関する外部監査業務又は経営コンサルタント業務を受託し、実施した実績を３件まで記載すること。

※業務の概要については、できるだけ具体的に記述すること。また、業務の内容がわかる成果品の一部（概要版）又は全部を別途提出すること。

様式－4

公認会計士経歴等

ふりがな ③氏名	②生年月日
③公認会計士登録番号（登録年月日）	
④現在、所属している監査法人又は会計事務所	
⑤職歴	
⑥これまで担当した主な顧客企業	

※登録証明書の写しを添付すること。